



**浜岡原子力発電所1号炉及び2号炉  
廃止措置計画変更認可申請書について  
(審査会合における指摘事項対応)**

**令和5年10月13日  
中部電力株式会社**

## 令和5年9月19日の審査会合における指摘事項対応

No	指摘事項の内容	回答資料
1	表10-2等に記載の評価時点について、申請書を修正すること。	補正申請予定
2	S/Cの解体の取り合い点をどのように決めているか補足説明資料に追記すること。	資料1-2にて説明
3	保管区域で保管するときの容器等、汚染の広がり対応について補足説明資料に追加すること。	資料1-3にて説明
4	保管区域の拡大に伴い実施した周辺公衆の被ばく評価において考慮した「保管区域へ保管する保管容器の線量当量率」について保安規定に紐づくQMS文書でどう管理していくか資料で説明すること。	本資料にて説明

## 審査会合における指摘事項回答（No.4）

保管区域の拡大に伴い実施した周辺公衆の被ばく評価において考慮した「保管区域へ保管する保管容器の線量当量率」について保安規定に紐づくQMS文書でどう管理していくか資料で説明すること。

保管容量については、廃止措置計画及び保安規定において保管場所・容量を規定しており、その具体的な管理については保安規定に紐づくQMS文書である二次・三次文書で規定して管理している。

保管容器の線量等量率の具体的な管理についても、保管場所の管理の観点で同様に二次・三次文書で規定して管理するものと考えている。

場所・容量の管理は、二次文書「廃止措置管理指針」、三次文書「解体撤去物管理手引」に規定しており、保管容器の線量当量率の管理についても同文書に規定する。具体的には、二次文書「廃止措置管理指針」において、当該保管区域に保管できる保管容器の線量当量率を規定し、保管容器の線量等量率の測定・記録、保管区域の設定（区画設定、区画、区画の施錠、注意事項の掲示等）、保管区域への保管容器の保管の記録を三次文書「解体撤去物管理手引」に規定する。（変更概要を次頁以降に示す。）

# (参考) 二次文書\_三次文書の変更概要

## ■ 二次文書「廃止措置管理指針」

実施項目	現行の要求事項	変更内容																
保管区域の確保	<p>廃止措置計画課長は、解体撤去工事および汚染の除去工事等により第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち廃止措置計画に定める「L3」の不燃性雑固体廃棄物を保管する保管区域を、「添付資料5 不燃性雑固体廃棄物保管区域図」に示す区域の範囲内に下記表の容量を超えない範囲で【14-04 解体撤去物管理手引（廃止措置）】に従い、保管容量を定め設定する。また、保管区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、保管区域の目につきやすい箇所に保管区域である旨を掲示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>525m<sup>3</sup></td> <td>1,656m<sup>3</sup></td> <td>2,181 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	1号炉	2号炉	合計	容量	525m <sup>3</sup>	1,656m <sup>3</sup>	2,181 m <sup>3</sup>	<p>廃止措置計画課長は、解体撤去工事および汚染の除去工事等により第2段階中に発生する放射性固体廃棄物のうち廃止措置計画に定める「L3」の不燃性雑固体廃棄物を保管する保管区域を、<b>保管する保管容器の表面から1mの距離での線量当量率ごとに</b>「添付資料5 不燃性雑固体廃棄物保管区域図」に<b>定めるとともに、各々の</b>区域の範囲内に下記表の容量を超えない範囲で【14-04 解体撤去物管理手引（廃止措置）】に従い、保管容量を定め設定する。また、保管区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、保管区域の目につきやすい箇所に保管区域である旨を掲示する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容量</td> <td>95,500 m<sup>3</sup></td> <td>86,100 m<sup>3</sup></td> <td>151,600 m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>廃止措置工事課長は、保管する保管容器が「添付資料5 不燃性雑固体廃棄物保管区域図」に定める線量当量率を超えないよう、廃止措置計画に定める「L3」の不燃性雑固体廃棄物を保管区域へ保管する。</b></p>	項目	1号炉	2号炉	合計	容量	95,500 m <sup>3</sup>	86,100 m <sup>3</sup>	151,600 m <sup>3</sup>
項目	1号炉	2号炉	合計															
容量	525m <sup>3</sup>	1,656m <sup>3</sup>	2,181 m <sup>3</sup>															
項目	1号炉	2号炉	合計															
容量	95,500 m <sup>3</sup>	86,100 m <sup>3</sup>	151,600 m <sup>3</sup>															
添付資料5 不燃性雑固体廃棄物保管区域図	保管区域及び保管容量を記載。	保管区域の範囲、保管容量、 <b>当該保管区域に保管できる保管容器の表面から1mの距離での線量当量率</b> を記載。																

# (参考) 二次文書\_三次文書の変更概要

## ■ 三次文書「解体撤去物管理手引」

実施項目	現行の要求事項	変更内容
収納	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別した容器に収納</li> <li>・『廃止措置計画に定める「L3」の放射性固体廃棄物収納記録』を作成</li> <li>・汚染拡大防止・汚染の付着防止を講じる</li> </ul>	『廃止措置計画に定める「L3」の放射性固体廃棄物収納記録』に、 <b>保管容器の表面から1mの距離での線量当量率（以下、「線量当量率」という）の測定結果を記入する項目を追加</b>
実施項目	現行の要求事項	変更内容
保管区域設定計画	・保管区域の設定を計画する場合は保安規定第2編第15条の2の範囲で『保管区域・保管エリア設定計画書』を作成	『保管区域・保管エリア設定計画書』に、 <b>当該保管区域に保管できる線量当量率を追記</b>
保管区域設定	・区画物で区画し、施錠、保管区域である旨および管理上の注意事項を掲示して保管区域を設定	『参考資料4 保管エリア標示（例）』に、 <b>当該保管区域に保管できる線量当量率を記入することを追加</b>
保管区域設定通知	・保管区域を設定した後に『保管区域設定・解除記録』を作成し廃止措置工事課長に通知	『保管区域設定・解除記録』に、 <b>当該保管区域に保管できる線量当量率を追記</b>
実施項目	現行の要求事項	変更内容
保管前連絡	・保管区域に搬入する前に廃止措置計画課長に搬入物量を連絡し、廃止措置計画課長の指示を受ける	搬入物量に加え、 <b>線量当量率を連絡し、廃止措置計画課長の指示を受けることを追加</b>
保管後連絡	・保管した後に『保管区域への保管記録』と『廃止措置計画に定める「L3」の放射性固体廃棄物収納記録』と合わせて廃止措置計画課長に通知	当該保管区域に保管できる線量当量率が分かるよう、 <b>『保管区域への保管記録』に線量当量率を記入することを追加</b>

# (参考) 直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の被ばくの評価条件

## ア) L3廃棄物の保管状態と保管容器の線量当量率

<h3>L3廃棄物の保管状態</h3>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建家及びタービン建家において、建家の構造を模式的に扱い、保管予定区域に限定せず各フロアの全面にL3廃棄物(1.6m×1.6m×1.6m)を保管する状態を想定する。</li> <li>実運用を加味し、原子炉建家B2Fは保管容器を3段積み、それ以外は2段積みを想定する。ただし、周辺公衆の被ばく線量への寄与が大きいことを考慮し、各建家の最上階は、L3廃棄物を保管することを想定しない。</li> </ul>
<h3>保管容器の線量当量率 (保管容器の表面から1mの距離での線量当量率)</h3>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各建家の最上階の直下部分：周辺公衆の被ばく線量への寄与を考慮し、検出可能な測定下限目安値(1μSv/h)を想定する。</li> <li>それ以外の部分：実運用を想定し、L3廃棄物等の発電所内運搬時の制限値(100μSv/h)を想定する。</li> </ul>

